

京都市の公園形成史

— 第二次大戦前まで —

阪急電鉄文化技術研究所 正会員 土井 勉

The History of Parks in Kyoto City
Before The World War II

by Tsutomu Doi

概 要

京都市の公園形成史を取りまとめた論文はまだ作成されていない。ここでは、旧都市計画法制定以前の公園としては京都府・市管理のものは、わずかに4公園であったことと、それらの公園の概要の紹介を行い、次に大正～昭和初期の用地確保が困難な状況で臨機応変に代用公園の設置を行ったこと、昭和初期の京都市の都市像は「田舎に京あり」ということで風致や緑地保存の重要性が認識されてきたことを概観する。また、昭和9年にまとめられた「京都市の都市環境とその改善策に就いて」（高田景）により、児童遊園設置の必要性の整理や上地区画整理事業における児童遊園設置基準について紹介する。京都市の児童公園は市周辺部の土地区画整理事業の進展によって大きく進展したのである。一方、市内については皇太子誕生を記念事業を機にして、児童公園整備を行ったことを明らかにする。さらに、わが国で最初に受益者負担金制度を導入して整備された船岡山公園について受益者に対する負担方法について紹介するものである。（第二次大戦前、公園）

1. 京都市の都市公園の現状

明治19年に京都市初の公園である円山公園が開設されてから今日に至るまで多くの先人の努力の結果、公園の現状は表-1に示す通りである。特に昭和31年4月の都市公園法制定以降に公園の設置が促進されたことがわかる。

表-1 京都市の公園現況

	市営公園		国・府営公園		合 計	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
昭和31年	122	777,728	5	1,298,451	127	2,076,179
平成2年	610	3,247,797	5	1,210,100	615	4,457,897

すなわち京都市の公園の現状は箇所数でいえば615か所、面積で445.8haとなっている。¹⁾しかし、これは人口一人当りの公園面積にすると3.05㎡であり、都市公園法で定める人口一人当りの公園面積6.0㎡の基準には、まだまだ程遠いものがある。

ここでは、第二次大戦前の中でも公園の設置の気運が高まった昭和9年を中心に京都市の公園の形成

史をまとめるものである。

2. 前史—都市計画法制定以前

我が国の公園はよく知られているように、明治6年1月15日の太政官布告第16号「社寺其他ノ名区勝跡ヲ公園ト定ムルノ件」において初めて法的根拠が定められた。この布告文においては「三府ヲ始メ人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等は是迄群集遊観ノ場所（東京ニ於テハ金龍山浅草寺、東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類…）…万人偕楽ニ地トシ」て公園とするように定めている。

ここで特に例示された東京の浅草寺、寛永寺はそれぞれ明治6年中には浅草公園、上野公園となったが、同様に例示された京都市の場合は、ようやく明治の中期になって公園の設置が行われたのである。

京都市においては神社仏閣等が多くオープン・スペースの確保という点から、公園の積極的な設置を

行う必要性が少なかったことが想定される。

また、当時の公園は、新たに計画されたものでは日比谷公園のように完全に「洋風公園」を、また在来の園池を利用する場合でも改良を加える場合には洋風の手法を導入することが多かった。このため、京都で名所旧蹟の公園化が積極的に進められなかったことは、それらの環境を温存することに役立つとする考え方もある。²⁾

結局、京都市域内における都市計画法制定以前に整備された公園は、京都市管理の円山公園、岡崎公園、五条公園の3公園と、明治39年に開設された京都府管理の嵐山公園の4公園である。

(1) 円山公園

東山の山麓、祇園祭で有名な八坂神社あたりの一帯は、近世から東山遊覧などと称されるような行楽地であった。円山公園はこの地において、太政官布告を法的根拠に、明治19年12月25日の京都府告示第226号により開設された。円山公園の名称は円山安養寺にちなんで名付けられたものである。琵琶湖疏水で高名な第3代京都府知事北垣国道の時代である。

開設当初の総公園面積は上地された八坂神社、安養寺、長楽寺、双林寺の各境内地に道路敷を合わせた20,268.3坪(66,885㎡)であったが、実際には公園地域の中央部分には民地があり、それを外して公園としたものである³⁾。

明治22年12月の市制施行にともない京都市に移管後、公園としての整備改善が一層進められた。特に、明治25年と明治40年の二度にわたって土地収用法の適用を伴う公園区域の大拡張が行われた。さらに明治44年面積を拡張し、こうした結果、現在の公園面積は86,641㎡となっている。

円山公園は和風の庭園様式に基づき計画され、最終的には大正2年4月に改修工事に着手し、小川治兵衛の手によって翌大正3年に完成した。

また、当時京都府が計画したのはこの円山公園だけではなく、嵐山、清水寺、円山、神楽岡、双岡、高雄、梶の尾、小倉山、大沢、平等院、若王子山、詩仙堂のような名所旧跡を保存するために公園の設置を行うことが考えられていた。⁴⁾こうした背景があったからこそ、京都で初めての公園である円山公園は、洋式ではなく和風の庭園様式

で計画されたものと想定される。

円山公園以外の上記の公園地の候補地については何度か公園設置の候補として名前があがるのはあるが、事業費に限界があったことによりとりやめになっている。⁵⁾その後、嵐山が明治39年3月に京都府営公園(面積10.6ha)になったのみである。

なお、公園の設置に伴い公園使用条例も明治24年6月19日に市告示第17号として定められている。条例の第一条には「公園ノ使用ハ、其ノ目的公衆ノ快楽、若ハ便益ニ供スルモノト認ムルモノニ許可ス。」とされているが「旧蹟保存ヲ目的トスルモノ及従来使用ヲ許可シタル者」で使用期間満了後継続使用を希望するものに限って市会の議決を経て使用許可ができることが明記されている。

(2) 岡崎公園

野菜畑と雑木林の混在する岡崎一帯の状況が変化したのは明治23年4月に琵琶湖疏水が開通し、岡崎の地を流れたことにはじまる。

明治28年は桓武天皇が京都を首都としてから1100年にあたり、これを記念して平安奠都1100年記念祭の事業が取り組まれた。これが岡崎の景観を一変させた。明治28年2月25日に平安奠都1100年を記念して創立された平安神宮が竣工したのである。周知のように平安神宮は往時の大極殿や応天門をモデルに縮小して造営された。

また、記念祭と並行して京都市で取り組まれたのが明治28年4月1日から7月31日まで岡崎で開催され総入場者数113万人を数える第四回内国勸業博覧会である。

第四回内国勸業博覧会の呼び物は、琵琶湖疏水を利用した蹴上の水力発電所の電力により、都市の交通手段として初めての市街地電車が全長7km余りの区間の運行を行ったことである。⁶⁾まさにイベントをまちづくりの戦略に活用したものといえよう。

さらに明治36年4月1日皇太子(大正天皇)の成婚を記念して京都市記念動物園も岡崎に開園された。

このような岡崎をめぐる新しい文化の雰囲気背景にして明治37年7月8日に岡崎公園は京都市で2番目の公園として開園された。

開園以降も岡崎公園とその周辺には京都府立図書館、勸業館、運動場、京都公会館、京都国立近代美術

館、京都市伝統産業会館等の文化施設の立地が行われ、京都でも最も文化の香りの高い地域となっているのである。

(3) 五条公園

五条公園は円山公園、岡崎公園のような大規模な公園ではない。京都市において初めて設置された児童公園が、この五条公園である。

五条橋の北西角にあった京都府五条警察署が烏丸通の現在地に移転したのに伴い、その跡地を京都府から払下げをうけて、明治38年 1月25日に面積 1,061㎡で公園としたものである。

当初は五条橋（五条通が現在のように 50mに拡幅整備されるのは、第二次大戦後の疎開跡地によるものである）の橋詰広場として利用されていた。その後、既成市街地部分に児童を対象とする公園がないことから昭和 2年に児童公園として整備されたものである。⁷⁾ 当時はまだ児童公園という名称は一般的に使用されず、児童遊園として単に五条公園と言われていた。

五条公園は「地域面積 342坪余に過ぎず、極めて狭隘であるため児童遊園向にブランコ、シーソー、滑台、砂場等を設備している。」⁸⁾ と述べられているが、児童公園としての整備当時の施設配置などは残念ながら不明である。

(4) 嵐山公園

円山公園の項でも述べたように、中の島から亀山に及ぶ区域をもって明治39年 3月に開設された京都府管理の公園である。

3. 昭和 6年までの京都市の都市公園の状況

(1) 代用公園

前述のように大正 8年 4月に都市計画法が制定される以前に京都市で整備された公園は、円山公園、岡崎公園、五条公園のわずかの 3公園であった。都市計画法上には公園が位置付けられていたにもかかわらず、京都市においては公園の設置が遅々として進まなかった。そのかわりに寺院などの境内地を借用してブランコや滑り台などの公園用の遊具などを置く代用公園の設置が行われた。

この代用公園は、大正期には上京区七本松通仁和寺街道の立本寺や東山区川端二条東の妙頂寺など 6ヶ寺、昭和初期には西本願寺などの寺院境内地、東山区の耳塚などの道路除地（道路区域の内では不整形に張り出した部分など）等において設置された。⁹⁾

これらの代用公園は、公園の予算獲得が困難な状況で、市街地内に子供たちの遊び場の確保を行うことを目的として設置されたものである。したがって、寺院境内地、道路除地の他にも例えば同和対策事業などで確保された用地などで当面空地になっているもの等についても対象として権原取得とは別に知恵をしばって臨機応変に設置された。¹⁰⁾ そのため、消滅したものや場所が変わったもの等不明なものも多くある。また、一方で後に用地確保がなされて児童公園として開園されたものもある。

表-2 代用公園について

時 期	名 称
大 正 期	○立本寺、妙頂寺 他4ヶ寺
昭 和 期	西本願寺、○耳塚、○醍醐辰巳、 ○上柏野、寂光寺、谷口の森、 中書島、山科、○広沢（寄付で用地確保）、○睦（後年買収） ○松原橋（買収で用地確保）

○は後年、公園として開園したもの（加藤五郎氏のヒアリングから）

上に、現在判明する範囲で代用公園の名称を示す。

(2) 風致地区の指定

大正から昭和にかけて、京都市も次第に都市化が進み積極的に自然的景観を保全しようという動きが出てきた。かつて、名所旧跡を公園にして保存しようという考え方もあったと思われるが、都市計画法の中に風致地区が位置付けられたのを機にその適用が検討され、昭和 5年 2月 1日に風致地区の指定が公告された。この時の風致地区面積は 1,062万 8,000坪（約 3,500ha）である。都市計画区域全般にわたり広範囲に指定を行ったのは京都市が初めてであり、当時の都市計画区域の面積の15%にあたる。

風致地区指定の理由書には、「京都市ハ古来山紫水明ニ地」で「優美ナル都市トシテ其ノ美ヲ誇」って今日まできたが「其ノ特色ヲシテ永遠ニ保持スルハ京都都市計画最モ重要ナルモノ」と述べられている。これは現在の自然的景観に対する京都市の考

え方とほとんど同じである。

また、風致地区の維持を行うことは行政のみでは困難であるとして、広く意見を求めるため知事の諮問機関として風致地区委員会も昭和 8 年 4 月に設立されている。

なお、当時の京都市の風致景観の保存についての考え方は基本的に市内の林野を保存し、風致破壊の弊害を止め、むしろ「田舎に京あり」の形態こそ現在そして将来の京都市の環境でなければならない、というものである。¹¹⁾

4. 昭和 6 年の市域の拡大と公園計画

(1) 市域の拡大と「大京都の都市計画に就て」

京都市は昭和 6 年 4 月 1 日に大規模な市町村の編入を行った。すなわち伏見市を始めとする 1 市 3 町 23 村が市域に編入され、その面積は 60.43km² から一気に 4 倍以上の 288.65km² という大規模な拡大が行われ、人口約 95 万人となった。これにより面積の点でいえば当時のベルリン、ニューヨーク、ロンドンに次ぐ世界第四位の都市となったのである。

市域の拡大の目的は、(a) 風致の維持、遊覧施設の完成、学芸美術宗教等の諸施設発展のために必要な地域、(b) 将来工業振興に必要な地域、(c) 現に京都市の住宅地であり、また将来住宅地に適する地域、(d) 都市施設上必要な地域、というような地域を編入し、無秩序な膨脹から意識的計画的発展に転換し、大自治体としての機能を充実することが考えられたのである。

この市町村編入の結果、既成市街地を取り巻く多くの山林や田畑の地域が市域に取り込まれたのである。

こうした市域の拡大をきっかけとして京都市ではまちづくりについての気運が盛り上がる。特に、昭和 6 年 11 月に当時の京都市土木局長高田景の名で発表された「大京都の都市計画に就て」は B-6 版 149 ページにもものぼる大論文である。ここで大京都というのは、京都都市圏を対象に都市計画を考えると意図が反映したものであろう。

そこには都市計画街路のことはもとより、道路の舗装計画、風致、公園の計画、土地区画整理、運河計画、下水道、鉄道の高架と高速度軌道計画などの

都市施設の他に外国や国内の観光客を誘致するための遊覧施設の計画、さらにはなんと空港の設置についても触れられているのである。

(2) 「大京都の都市計画に就て」における公園について¹²⁾

公園については「風致の維持」、「公園計画」、「遊覧施設」の三項目がある。

風致の維持の項目の中で注目されるのは、「煙突林の如く電線蜘蛛の巣の如くとは過去における都市の形態であって、市中林野あり『田舎に京あり』の形態こそ近代都市の理想であり、本市将来の姿でもなければならぬ。」と述べ、さらに「京都の風致を維持し、京都の美を保つことは、京都に住むものの当然の義務」であり「京都に住んで京都の風致に関心を持たないものは、京都に居住の資格なきものと言っても敢えて過言ではあるまい。」と述べていることである。

煙突や電柱が近代化のシンボルであった時代にこれらの存在を望ましいものとせず、むしろ「田舎に京あり」と明確に都市の理想とする姿を提示していることは、現代の基本構想などで描く総花的で抽象的な都市像よりは、はるかに説得力がある感強い。

さらに風致の維持、京都の美を保つことは市民の義務であり、それに無関心なものは居住の資格もないということを当時の土木局長が述べているのである。

公園については後述する「京都市の都市環境とその改善策に就て」（高田景）とほぼ同様の内容であり、計画内容についてはかなり簡略に記載されている。

当時の京都市の公園現況は、人口一人当たり公園面積は僅かに 0.093 坪（約 0.3m²）であり、しかも公園の設置数も少なく、公園設置を急務としていた。その中でも特に児童公園と運動公園の設置が重要であると認識されていた。

5. 昭和 9 年 高田景「京都市の都市環境とその改善策に就いて」¹³⁾

(1) 「京都市の都市環境とその改善策に就いて」表記のレポート（以下、高田レポート）は昭和 9

年秋に開催された第四回全国都市問題会議総会に京都市土木局長高田景より報告されたものであり、A-5版39ページにのぼるものである。

第四回全国都市問題会議総会の第一議題は「都市環境とその改善問題」、第二議題は「都市自治の現状とその済美問題」となっている。

高田レポートは第一議題の「都市環境とその改善問題」の主報告のひとつとなっているものであり、昭和初期の京都市の緑地の保存、風致の維持、公園系統の確立、生産緑地の設置、児童遊園、土地区画整理と児童遊園などの整備の考え方を集大成したものととなっている。

(2) 緑地の保存と公園

高田レポートにおける緑地計画の概念は幅広く、都市内の緑を対象とするだけでなく、観光開発なども含まれている。すなわち緑地計画の具体化自身が昭和8年7月21日の京都府、市、奈良県、滋賀県による観光道路と緑地保存に関する協議会において、京都市を中心に半径50kmの区域内にある名勝、神社仏閣、史跡、公園、展望地、佳景地等を選定し、「その風致を保護すると共に、大いに観光道路を改修して、観光、慰安に対する施設の実現を期することから始まっているのである。

一方ここで、緑地の保護と新設の方策としてあげられているものは、a) 風致の維持、b) 公園系統の確立、c) 生産緑地の設置、の三点であり、公園も緑地保存計画の中に位置づけられているのである。当時の緑地についての概念は観光・風致・公園などを幅広く含むものであると思われる。

(3) 公園整備の考え方

ここでは主に b) 公園系統の確立について紹介したい。

まず最初に公園の効果について述べられている。すなわち、都市の美観のためというのは公園の効用の消極的部分の指摘であり、市民の慰安や健康上も必要な施設であることが、旧市内の児童と新市内の児童との体格の対比を通して主張されている。さらに都市防災、保安、市民の教化訓育、運動体育、国防、土地の経済価値の増進という点からも公園は現代都市において緊急に整備すべき施設であることが

強調されている。

そして、「都市には色々の公園が必要である。色々の種類の公園が公園系統によって有機的に組織せられ、初めて公園各々の真の価値を発揮することが出来る」と述べられているのである。そして全市域にわたる公園計画を樹立し、公園と名勝旧跡、天然林野を連絡するパークウェイ、ドライブウェイをもって公園系統の確立を行い、それとともに風致の保護により、公園都市の形成を目指すことが述べられている。

しかし、こうした高田レポートの主張にもかかわらず、実際に設置されている公園は前述のように京都府市合わせてもわずかに4ヶ所。他に電鉄系の会社が設置する八瀬遊園などの遊園地が6ヶ所にすぎず、公園整備を行うためには多くの困難がある状況であった。したがって、整備する公園の種別のプライオリティや公園整備方策について工夫がされている。

まず、公園整備の優先順位であるが、これからの都市を支える子供たちに優れた環境を提供するための児童遊園と青少年・大人のための運動公園が緊急に必要とされる公園と考えられている。

運動公園については、「聖上陛下御成婚記念事業」として西京極に4万坪の用地を買収し、内務省都市計画課駈託折下吉延氏の設計により、昭和6年2月着工、野球場、テニスコート、児童遊園、陸上競技場、プール等の整備を図ることとしている。なお、この西京極運動公園は戦後、第一回の国民体育大会の会場となっている。

また、土地区画整理事業による用地確保に基づき44ヶ所の児童遊園の整備を進めていくこととしている。

(4) 児童遊園整備の考え方

高田レポートにおいては特に児童遊園の必要性について多くのページが割かれている。児童遊園整備に対する啓蒙と共に事業費を獲得するための努力の足跡がしのばれるのである。

a) 遊び場の実態と児童遊園設置の意義

高田レポートは京都市内の児童の遊び場は道路上や室内が多く、これに対し、児童遊園の整備を行う

ことは、「現代都市の悠久なる発展を望むと共に、吾人の子孫のより盛なる繁栄を期する以上、次の時代の市民たるべき少年の健全なる育成の爲めに出来る限りの努力をなすことは吾人の義務」であり、「児童遊園の設備をなすは、吾人の後継者たる児童

表-3 児童の遊び場調査結果(単位%)

道路	38.86	川	1.95
室内	26.74	公園遊園	1.88
庭先	11.50	旅行遠足	0.70
学校	5.47	芝居活動	0.42
社寺	4.79	その他	7.78

大正15年 6月 1日から一週間、京都市内の小学校の児童に対する調査より

に対する絶好のプレゼントであると信ずるものである。」と、その意義を強調している。

さらに加えて児童遊園設置の利益として、これは子供のための施設であるだけではなく、天災時の一時的避難所として不可欠であることや児童遊園の「敷地の獲得、設備及維持経営上可なりの負担を市民に課するものであるが、その負担を直接蒙る地主或いは家主は地価並びに家賃の騰貴によって、その負担以上の経済的利益を獲得することが出来る。」と経済効果についても説明を行い、事業の協力を強くアピールしている。

b) 児童遊園無用論者に対する反駁

児童遊園の意義を強調するだけでは不十分と感じたのであろう。さらに児童に対する遊び場は必要であるが、多くの負担をしてまで作るよりも、小学校の校庭や社寺境内をそれに充てればよいという「児童遊園無用論者」に対して反論している。

先ず、こうした意見が京都市の公園の発達を阻害する重要な一因であるとしている。

そして社寺境内を児童遊園にするには、社寺境内は社寺の前庭的機能があり、これと児童の自由な遊戯の場である公園とでは目的が異なることを述べ、次に、学校の運動場は基本的に一定の集団が教育の目的で系統だてて使用するものであり、任意の集団が自由に使用する児童遊園とは設置の目的が異なることを指摘している。さらに、心理的にも午前中遊び遊んだ所と同じ所で放課後も遊ぶことは避けるほうが望ましい。というように、きめの細かい考察も行っている。

こうして社寺境内や校庭は公園の代用や一時的補助機能の役割はあるが、それをもって公園設置を怠るべきではないと強調しているのである。

このように何度も繰り返し公園整備の意義を強調しているところに当時の公園整備についての市民的な合意形成の未成熟さや、行政内部における事業費獲得の困難な状況が想起されるのである。

c) 土地区画整理と児童遊園設置基準

児童遊園の設置に当たって最も困難なことは用地の確保である。それに対して、土地区画整理事業によって、その用地を確保するのが最も合理的で簡便な方法であるといえる。

京都市では大正15年 9月から都市計画事業としての土地区画整理事業を開始し、当時の施行区域は約695万坪となっていた。

この土地区画整理事業区域の中において、系統的に児童遊園の設置を行うために「都市計画土地区画整理区域内児童遊園設置基準」を次のように定めている。

都市計画土地区画整理区域内児童遊園設置基準

一、対象児童

13歳未満の児童(6歳未満と6歳以上に区別)

二、誘致半径

3丁半(約380m)。事情によって4丁(約440m)

三、誘致半径内面積

138,500坪

四、誘致半径内人口密度

住居地域800人/万坪 人口 11,000人

工業地域700人/万坪 人口 9,600人

五、誘致半径内児童数

人口の1/4を13歳未満(その半数は6歳未満)

住居地域内児童数 2,700人

工業地域内児童数 2,400人

六、児童一人当たり所要面積

6歳未満…1坪、6歳以上…3坪

七、最多時の来園者

6歳以上児童数の1/3 6歳未満児童数の1/4

八、児童遊園所要の面積

住居地域 1,700坪(6歳未満 350坪)

工業地域 1,200坪(6歳未満 300坪)

九、一児童遊園最小面積

600坪(6歳以上 500坪、6歳未満 100坪)

以上の基準をもとに、実際の配置にあたっては主要幹線道路や電車通等を横断せずに到達できるよう

に配慮し、補助道路に沿って設置されるように設計された。その設置箇所数は39か所（面積約31,250坪）他に都市計画土地区画整理以外でも5か所の用地確保が行われているのである。

この基準設定にあたっては「各方面の精密なる調査の結果」としているが、その調査内容の詳細については残念ながら不明である。

この基準に基づき用地の確保ができたものについて昭和8年（下鴨森ヶ前町、紫野宮西町）、昭和9年（下鴨膳部町、紫野柳町）に具体的設計案を作成しているが、予算の関係上まだその実施が行われていないと高田レポートは報告している。

実際にこれらの公園が整備されたのは、高田レポート報告の翌年、昭和10年1月都市計画児童公園として認可を受け、昭和10年5月に開園された。設置施設は、児童遊戯場、休息所、広場である。これ以降、続々と土地区画整理地区内部に児童公園が整備されていくことになる。

なお、上記の下鴨森ヶ前、下鴨膳部、紫野宮西、紫野柳の4児童公園については、昭和10年1月16日に児童公園としての都市計画決定及び事業の決定を行っている。当時は児童公園も通常は公園で都市計画決定を行っていたのであるが、あえて「子供のための公園」を強調するために児童公園で都市計画決定を行ったものである。未確認であるが、これは児童公園で都市計画決定を行った事例の中でも極めて初期に行われたものであると思われる。¹⁴⁾

こうした、土地区画整理事業は当時の既成市街地の外縁部で施行されていたので、児童公園も既成市街地の外縁部に配置されることになった。

6. 受益者負担金による船岡山公園の設置

(1) 船岡山公園の概要

京都市の都市計画公園の第一号は昭和7年11月28日に都市計画決定された、船岡山公園である。総面積約5.32ha、周囲六ヶ所に取付道路を新設し、保護林をもって囲い園内の逍遙道路の延長は2.8kmであり、その中に運動場、遊戯場、自由広場を設置するとともに約600㎡の児童遊園を併設する近隣休養公園として計画が策定されたのである。

公園整備事業は昭和8年6月より都市計画事業と

して施行された。

公園開設は昭和10年11月1日、面積は56,284㎡であり用地の大部分は大徳寺からの50年契約による借地である。

(2) 受益者負担金による公園事業

船岡山公園はわが国最初の受益者負担金方式による公園整備事業が行われた。すなわち、昭和9年3月12日内務省令第三号「京都市計画事業船岡山公園新設受益者負担二関スル件」により、事業費総額28万9,620.67円の1/4にあたる7万2,405.16円を受益者負担金額に設定し、公園整備を行ったのである。

受益者負担金制度を実際に適用するにあたっては、当時市内部でも海外の事例などの勉強を行った。特に大きな課題は事業費の負担区分の設定である。これは、公園整備によって誰がどのような受益があるのかを特定することでもある。

船岡山公園の場合、公園の誘致距離内の土地所有者に受益があるとしている。ここで公園の誘致距離については、船岡山公園は近隣休養公園であり、仮に内務省公園計画基準案の近隣公園の誘致距離を適用すると0.6kmが基準となろうが、これでは範囲が広すぎるという異論が出たようである。¹⁵⁾ そこで児童遊園が併設されていることから、京都市の土地区画整理児童遊園の誘致距離の4丁（約430m）が受益者の範囲として採用されている。

この4丁の範囲を設定するにあたっては、公園の利用性が高い者が利益を受けるとして出入口から道路沿いに4丁を範囲とする方法と、公園が新設され環境が改善されることにより地価の上昇という利益が生じるので、公園の外周に沿って4丁を定める方法とが考えられた。この両者の考え方を図示すると、殆ど重なったために、実際に受益者の範囲を設定したのは、公園の外周に沿って4丁を定める方法が採られた。¹⁶⁾

この4丁の範囲をさらに48間（約86m）ごとに区分して公園に近接するものから順に第一地帯から第五地帯に分け負担割合のウェイト付けを行っている。

この負担割合に地帯別の面積を掛けたものを乗積といい、負担金を乗積で地帯別に按分した金額で坪当りの単価を算出して、各自の負担金の設定をおこなっている。

表-4 地帯別負担割合

地帯	距離	負担率
第一地帯	公園から48間	3.0
第二地帯	第一地帯から48間	2.5
第三地帯	第二地帯から48間	2.0
第四地帯	第三地帯から48間	1.5
第五地帯	第四地帯から48間	1.0

なお、実際には当時隣接して施行されていた西紫野土地区画整理組合から13万円の寄付を受けたことにより、受益者負担金総額は当初の約20%程度の1万4,730円となった。

7. 昭和12年の児童公園整備

土地区画整理事業の進展に伴い児童公園の整備が行われていったが、これらはいずれも既成市街地の周辺部であり、児童の遊び場を必要とする市中心部には、未だに児童公園が設置されていない状態が続いていた。

昭和12年に皇太子誕生にあたり、京都市ではそれを記念して50万円で記念事業を行うことになった。記念事業については市の各局から案が出されたが都市計画課から、子供の誕生にちなむ最適な事業は子供のための児童公園の整備事業であるという提案がなされ、これが通った。

この50万円をもとに都市計画事業で市中心部にも、ようやく7ヶ所の児童公園が整備されることになった。これらの児童公園は当時としては整備水準が高くブルを併設していた。

表-5 皇太子殿下御誕生記念公園

名称	面積	備考
富小路殿	3,381㎡	実習商業学校の跡地
六条院	2,317	旧下京区役所の跡地
橋	6,119	料亭跡地の買収
玄武	5,090	町工場の買収と三井屋敷の一部寄付
南部	2,619	伏見商業学校の跡地
小坂	2,232	京都市土木第二工区の跡地
坊城	-	交通局車庫・未整備

その用地は上の表でも分かるように学校等の用地替えが主であった。この内坊城児童公園は、京都市交通局の車庫用地として使用され結局、児童公園として整備されなかった。

これらの児童公園には平安時代を思い起こすような格調高い名称が付けられているが、これは京都市の地名来歴が記載されている「坊目誌」等を参考にして名付けられたからである。¹⁷⁾

8. 残された課題-戦中・戦後の公園整備-

昭和14年以降にも、いくつかの公園が都市計画決定されたり、戦後は広域公園に発展する宝ヶ池が防空緑地とされたり、あるいは戦中の建物疎開の指定や、戦後の疎開跡地の利用による公園整備、伏見練兵場跡地を中心とする京都市南部の幻の大緑地帯計画、さらに農地解放と公園など京都市の公園形成を考える上で重要な課題が数多く残されているが今回の報告は一旦ここで締とした。

この論文を作成するにあたっては、加藤五郎先生から貴重なお話を伺い、大変お世話になった。

加藤先生は明治39年2月1日京都市生まれ。総理府歴史的風土審議会専門委員。東京農大のOBで昭和3年9月に京都市に奉職され、都市計画における純然たる街路事業以外の仕事、例えば風致、公園、緑地、街路樹、橋梁の高欄、道路の隅切の緑化等多くの事業を担当され、現在もなお、京都市美観風致審議会の委員や風致の相談員としてのお仕事を続けられている。

参考資料

- 京都市建設局公園緑地部、「京都市の公園1990」、p.7、平成2年6月
- 京都市編、「京都の歴史・第八巻」、京都市史編さん所、p.261、昭和55年1月
- 丸山宏、「円山公園の近代」、京都大学造園学研究室編「造園の歴史と文化」、(株)養賢堂、p.358~p.379、昭和62年1月
- 同上、p.369
- 同上、p.370~p.371
- 2) p.136~p.138
- 9)、10)、14)、15)、16)、17) 加藤五郎先生からのヒアリング
- 高田景、「大京都の都市計画に就て」、p.51、昭和6年11月
- 京都市、「京都市計画概要」、京都市、p.59、昭和19年4月1日
- 8)、p.41~p.59
- 全国都市問題会議報特別号、「第四回全国都市問題会議総会研究報告」、p.22~p.60、昭和9年